

# 法学者の大学論

## —未完成の聖堂の完成に向けて—

小田桐 忍

### The Medieval Origin of Jurisprudence and the Future of Universities

Shinobu ODAGIRI

#### [欧語要旨]

According to H. Rashdall, the famous historian of medieval universities, we must study “universitas” from medieval times when we think of the origin of modern universities. The original universities were formed both in Paris and in Bologna. The former was established by professors and the latter was established by students. Especially, Imerius, “the votive light of law”, appeared at the University of Bologna and developed “glossa” as a methodology of lecture. By the way, “the Law of National University Corporation” (2003) was recently enacted. It is the 21 st century when we can remove “the mold” (H. Prah) of the Japanese universities from the Meiji era. It states the necessity of “student-centered universities”. However, there is no such university anywhere in the world. We must search for it in the history of universities. Therefore, in this paper, we will consider the establishment of the University of Bologna and the ideal university of the future.

#### 本論に入る前に

大学人であれば誰もが大学論を持っている。それ故、今更、『帝京短期大学紀要』の貴重な誌面を割いてまで大学論を論じる必要がないのかもしれない。論じる必要のない大学論ならば、敢えて投稿し紀要編集委員会の方々の手を煩わせる必要もあるまい。しかしながら、「国立大学法人法」（平成15年法律第112号、以下「法人法」）の制定を契機として、わが国の全ての大学がいよいよ同じスタートラインに立ち、国・公・私立という従来の区分を超えて、存立・競争・協力し合う時代が到来した今こそ、再び大学人が大学論を自由に展開し、あるべき大学の姿を探究する必要があるのではないか。そして、小論はそのための大学の理念を歴史の中に求める。なぜなら、教育と研究を両立し使命とする最高学府としての大学は、時代のニーズを敏感に察知し変化することを余儀なくされていると同時に、絶対に変化してはいけない部分、つまり人類積年の大学という制度の伝統の中に小論の求める理念があると確信するからに他ならない。小論は法人法をめぐる盛んに行なわれている大学改革論議 [IDE 1993; 2000; 2003; 現代思想 1999] に加わろうとするものでもな

ければ、自説を論じ他説を駁する方法に徹しようとするものでもない。それよりもむしろ、今後も変わることのない大学の普遍的な存在意義について、歴史を過去に遡りながら考察してみようと思う。その上で、法人法の法理を解釈することにより、同法の考える大学の在り方を論定し、今後の大学の在り方に対して有する大学“史”研究の意義を明らかにしてみたい。

#### 大学は聖堂なり

あのガウディ Antonio Gaudi はサグラダ・ファミリアの制作に専心していた時期、アトリエを訪れた若い建築家や画学生に次のように語りかけた。「私がこの聖堂を完成させることができなかったことは、悲しむべきことではない。私は年齢を重ねていく。代わって、この聖堂を再び始める他の者たちが現れるだろう。このようにして、聖堂は更に壮麗なものとなろう。例えば、タラゴナの大聖堂は、もし始めた者が完成していたとすれば、あれほどの豊かさを持つことはなっただであろう。時代と共に、さまざまな有能な芸術家たちが、自らの作品を残していった。それ故、全体が美しいのである。（中略）そこには色々な様式があるにもかかわらず、統一性は失われてはいない。そこで働い

た芸術家たちは、彼らが私たちとは異なる形態で多様な様式を暗示させたときでさえ、この統一ということを入れているからである。この仕事に関与した者の全てが、同じ考え方に忠実だったのである」[ガウディ 1991, 156] と。

この奇才の言葉を小論に援用すると、大学人は大学という未完成の聖堂で働く芸術家ということになるだろう。そこで働く各々は常に大学全体としての目的を意識しながら、各人の教育と研究とに忠実に従事しなければならない。では、大学の目的とは何か。法人法には、「高等教育及び学術研究」(第1条)とある。この簡潔な表現を解明するため私たちが頼りうるものは、ただ過去のみである。それは現在が過去から繋がり、未来へと続く歴史の只中にあるからだ。それ故、私たちが些か大学の歴史を回顧することによって、本来の大学の目的が浮かび上がってくるように思われるのである。

中世大学史研究の泰斗ラシュドール Hastings Rashdall は、「大学」Studium、「教会」Sacerdotium、そして「帝国」Imperiumを3つの神秘的な勢力に例え、夫々を「徳」virtuの1つと見なした[ラシュドール 1966, 37]。しかも、大学は単なる抽象的な概念ではない。つまり、「理念的なもの」も制度として具体化されることにより、大きな歴史的勢力へと変わるのである。ところで、こうして理念を制度的に具体化する力は中世の人びとに特有の才能であり、中世が私たちに遺した諸制度は大きな不滅的価値を有するものである。大学もまた明らかにそうした中世に誕生した制度の1つであった。

## 大学制度の起源

私たちが今日「大学」と呼ぶ教育制度を指す「ユニベルシタス」universitasは元々、「多数、複数の人の集まり」を意味するものであった。例えば、「ユニベルシタス・ヴェストラ」universitas vestraは「あなたがたの全て」the whole of you、「組合」legal corporation、「法人」juristic personの意味で解される。12世紀から13世紀にかけて、この言葉は教師や学生の組合に適用された。だがしかし、当初は決して独立して使用されることはなかった。「学生の組合」、「教師の組合」、「学問の組合」、総じて「教師と学生の学問的な組合」universitas societas magistrorum discipulorumque [ハスキンス 1989, 305] などという名称が用いられていたのだ。しかも、教師や学生が学問をする“集団”を指し、そうした集団の存在した“場所”、あるいはその集団の共同の“学校”を指すものではな

かった。アカデミックな機関を抽象的に示す言葉は、ユニベルシタスよりもむしろ、「ストゥディウム」studiumであった。そして、今日私たちが使用する“大学”の概念に相当する言葉は、ユニベルシタスではなく、「ストゥディウム・ゲネラーレ」studium generaleだったのである。しかも、それはあらゆる学芸の教えられる場所ではなく、あらゆる地方から学生の集まる場所を意味していた。

ラシュドールによれば、このストゥディウム・ゲネラーレには3つの特徴が見て取れる[ラシュドール 1966, 41]。第一に、それは特定の国や地方の学生のみならず、あらゆる地域の学生を惹き付けた。第二に、それは高等教育の場であり、高等な学芸、つまり神学、法学、医学の内の少なくとも1つがそこで教授された。第三に、かなりの数の教師がこうした学芸を教授していた。上述の特徴の内、最も基本的なものは「人の参集する学校」を指すという点である。ただ、こうした表現は全く民衆の間で用いられたものにすぎず、法律用語ではなかった。ある組織がストゥディウム・ゲネラーレであるかどうかは、「権威」authorityによってではなく、「慣習やしきたり」custom or usageによって決められたのであった。

13世紀初頭には、独自の優越した名声を享受する3つのストゥディウムが登場する。神学のバリ Paris [ラシュドール 1966, 第5章; レオン 1969, 27; デイルセー 1988, 第3章]、法学のボローニャ Bologna [ラシュドール 1966, 第4章; デイルセー 1988, 第4章]、医学のサレルノ Salerno [ラシュドール 1966, 第3章; デイルセー 1988, 第5章]である。これらの内の1つで学芸を教授し、教師の組合に加入していた者は、どこのストゥディウムでも直ちに教えることが承認・許可された。反対の場合、つまり他のストゥディウムからこれらのストゥディウムへの加入を希望する者は、改めて試験を受け直さなければならなかった。かくして、ストゥディウムの元々の意味に、そこで認められる教授資格の持つ、ある種の普遍的な通用性の概念が順次付加される。ところが、この名称を冠する資格があると信じる組織がそれを称することも妨げられることはなかったのである。

こうしたユニベルシタスとストゥディウム・ゲネラーレとの間には、ラシュドールの見るところ、何ら必然的関係が存在しない[ラシュドール 1966, 45]。しかしながら、教師や学生の組合は“ストゥディウム・ゲネラーレ”という言葉が慣用化する以前から結成されていた。ユニベルシタスは元々教師や学生の“学問ギルド”であり、ブロック Marc Blochの言う(ヨーロッパ

パの諸都市を席卷した)「従属の紐帯の形成」 la formation des liens de dependance [ブロック 1973, 第1巻] という時代的精神の所産に他ならなかった。だが、こうした学問ギルドの中から、大学の原型が生まれることになった。ポローニャとバリである。どちらも他に例のない程の発展を遂げ、重要な存在となった。その後起こるストゥディウム・ゲネラーレのほとんど全ては、これら2つの「母校」 alma mater の慣習と制度を直接的・意識的に模倣せざるを得なかった。こうして結局、ユニベルシタスは実質的にストゥディウム・ゲネラーレと不可分の組織になり、しかも母校を模範とした特有のタイプとなったのである。その後、15世紀には両者の言葉の本来的な差異がほとんどなくなり、ユニベルシタスはストゥディウム・ゲネラーレの同義語となった。パリとポローニャは2つの「オリジナル」のユニベルシタスになったのである。制度としての大学を正しく理解するためには、これら2つの典型的なユニベルシタスの研究が不可欠であるが、小論では、最初にも述べたように法人法の考える目的を鑑み、後者(ポローニャ)、つまり“学生中心の大学”に限定して論じる。

## 中世ルネサンス

キリストの昇天から1000年経った1033年、誰もが「最後の審判」が下され、世界の終末が来ると信じていた。人びとは飢饉や災禍がある度に、季節の順序や世界を支配してきた自然的な要素を司る法則が「永遠の混沌」に戻ってしまったと思い込み、人類が滅亡するのではないかと恐れていた。当時のある年代記者は、「1000年経ったのであるから、やがてサタンが鎖から解き放たれるだろう」 [フォション 1971, 54] と言い、一度ならず悪魔に出会ったと言っている。しかしながら、こうした証言はこの作者に限ったことではない。アドソ Adso は954年に世界の終末を告知する偽キリストが出現するという迷信を打破するために執筆した書物を王妃ジェルベルジュ Gerberge に献呈した。隠者ベルナル Bernard は960年に自らが啓示された世界の終末を宣伝した。ローヌ地方では970年に世界の終末が近づいたという噂が広まった。イエルサレムでは1009年に世界の終末が到来したと人びとが信じた。ガリアでは1033年に人類が正に滅亡しようとしていると信じ込み、誰も疑おうとはしなかった。西暦1000年には天空に異変が起こり、それは神の怒りを示すものと解された [フォション 1971, 57]。サタンの支配の到来は当時の人びとにとって遠い先のことでなかった。

ところが、中世史家ハスキンス Charles Homer Haskins が明らかにしたように、「中世」は暗黒ではなかった [ハスキンス 1989, 2]。最後の審判は下されなかったのだ。それどころか天の恵みがあった。950年から1300年にかけて、ヨーロッパの気候が好転した。長雨の後に陽が射し、空気は乾燥し、気温は僅かながら上昇したのだ。これにより、農業生産力がヨーロッパ的規模で増大する環境が整った。中世経済の技術面に関する権威者ホワイ ト Lynn White は、この時期に3つの農業上の技術革新があったとしている [ホワイ ト 1985]。第一は、犁という耕作における人間の武器の在り方と使用法に変化があった。新型の重い犁がスラヴから西ヨーロッパに伝播したのである。それは「人間のエネルギーと時間の代わりに畜力を利用する農業機械」であり、従来は耕作が不可能だった河川流域の湿地までも土地としての利用を可能にした。第二は、主要な役畜として牡牛の代わりに馬が導入された。これを可能にしたのは馬の蹄を過重な負担から保護する策、つまり釘を打った蹄鉄の発明であり、軍事的にも経済的にもそれは重要な意義を有した。第三は、森林が伐採され開墾が始まり、二圃制が三圃制に移行した。作物の輪作は農村を豊かにした。「10世紀以降の中世は豆を食べて元気一杯だった」とまで言われる。そして、余剰農産物を売買する市が立つようになると、そこには農業を基礎にした生活に必要な技術を持つ職人や商人も集まり、12世紀から13世紀にかけて都市 [プラーニッツ 1959] が急速に発展する契機になったのである。

都市の繁栄は人や物資の移動によって促進された。それは学者(あるいは教師)や学術書の流入をも意味していた。当時、古代ギリシアの文献を大切に貯蔵していたのはアラビアであった [Hunke 1965]。ヨーロッパはビザンティン帝国やイスラム圏に比して明らかに文化的後進国であった。そこにアラビア経由で流入した学術書は知識人の古代への情熱をかきたて、アラビア語文献からラテン語への翻訳が盛んに行われるようになった。中世科学史家のグラント Edward Grant [グラント 1982, 30] によれば、翻訳はスペインのトレドを中心にさまざまな仕方で実行された。もし翻訳者がアラビア語に十分堪能であれば、その者は直接アラビア語からラテン語に翻訳した。もしそうでなければ、アラビア人やユダヤ人とチームを組んだ。もしその者がスペイン語を知っていれば、人を雇いアラビア語からスペイン語に訳させ、彼自身はスペイン語からラテン語に翻訳した。更にギリシア語原典からラテン語への翻訳になると、いくつかの言語を経由し完成す

るのが常だったと言う。例えば、ギリシア語から始めると、シリア語、アラビア語、スペイン語、そしてラテン語という順に翻訳された。このような作業を通して出来たラテン語版が著しい誤訳を含んでいる可能性は高く、ややもすればヨーロッパ科学史の動向を根本的に変えてしまうことさえあったのである。さらに、ある文献を翻訳するかどうかを決定する要因は、その文献が入手でき、しかも短いということであったのだから、極めて重要な文献が無視されることもしばしばであった。こうしてラテン語は学術用語としての性格を獲得し、イタリアの各都市に学芸が開花することになったのである。修道院、司教座聖堂、宮廷、都市及び大学を知的中心とする学術の再生は、ハスキンズ以来、「12世紀ルネサンス」the Renaissance of the Twelfth Century [ハスキンズ 1989, ii; ヴェルジュ 2001, 7] と呼ばれている。

### 大学の誕生以前

中世の教育は宗教的性格を有した。古代ギリシア及びローマ時代の文化が全面的に消滅する中において、唯一僧侶だけがそうした知識を重要視していたからだ。

フランク王カール大帝 Carolus Magnus (在位768～814) の文教政策が教会と教育の密接な関係を定型化した。教育の再生は大帝の手がけた賢明で広範な教会改革計画の一環を成していた。かかるカロリング朝の教育組織の中核になったのは宮廷学校である。学校長を務めたアルクイン Alcuin [レオン 1969, 20] は、大帝のみならず、少壮の宮廷貴族にとっても実際の教師であり、文部大臣職をも兼任していた。アルクインは特に「文法学」を重視し、その役割を「正しく話し書くように監視する」ことであるとしている。大帝の書簡を分析した歴史学者によれば、それはしばしばアルクインの文体を偲ばせ、またそこに見出される教育観はアルクインのそれと同じく、アングロサクソンのヒューマンズムの伝統に属するものであると言われる。こうした王朝の教育組織自体が宗教的性格を有していたことを想像するのは決して困難ではない。そこではフランク王国における未来の司教や修道院長の養成を目的とした教育が実施され、王国全体の教員養成学校としての役割が果たされていたのだ。

カロリング朝の改革の中で特に永続的な影響を及ぼしたのは、大帝の発布した1つの法令であった。それによれば、あらゆる修道院と司教座聖堂は、「修道会則に基づく秩序ある生活と聖なる宗教に相応しい生活」(「文学の振興について」De litteris colendisより)を送るのみならず、若い僧侶を教育するために学校を持

たなければならなかった [リシェ 2002, 368]。特に、前者の修道院学校は修道僧以外の学生にもその門戸が開放された。9世紀初頭から、著名な修道院は2つの別々の学校、つまり院内修道僧用と外来者用を持っていた。他方、司教座聖堂学校は、中世の大学が成立する直接的な出所となり、その組織と業務について都市のあらゆる特質を反映した。こうした時代状況の中で、宗教的情熱とは異なる、知的情熱が大きな潮流を成し、大学の誕生に到る。因みにラシュドールによれば、大学誕生前の教育の宗教的性格は、少なくとも北ヨーロッパにおける大学の成立に決定的な影響を与えることになった。

### アベラルドゥス

アンセルムス Anselmus とアベラルドゥス Abaelardus は「スコラ的方法」の「先駆者」the precursor とその「完成者」the true founder である。グラブマン Martin Grabmann [Grabmann 1957] は、前者を「ノルマンディーのベック修道院の光」、後者を「バリの学校の魅惑的で情熱的な教師」と呼び、ラシュドール [ラシュドール 1966, 66] は、前者を「修道院の最後の偉大な教師」、後者を「中世の大学の講義を本質的に性格づけた」教師と見なした。私たちも大学の誕生を考察する上でこの2人の巨人(神学者)を避けて通るわけにはゆかない。ここでは歴史認識の浅薄な門外漢が陥りがちの失敗、すなわち歴史を切り拓く迫力の欠如を懼れることなく、特にアベラルドゥスについて、彼の果たした中世大学史における役割を中心に概観しておくことにしよう。

ラシュドールは、アベラルドゥスにおいて、スコラ的な哲学運動が大学運動と連動し始めたと評している。つまり、大学が誕生する元々の知的運動はアベラルドゥスによって開始されたのだ。彼の問い方と教え方は中世の大学での講義の在り方を本質的に決定することになった。その頃、修道院では世俗の学生に対する門戸を閉じようとしていた。それ故、そうした学生への教育活動は司教座聖堂と俗人教師によって担当された。アベラルドゥスが教授したのもそうした司教座聖堂の付属学校においてであり、かくしてバリ大学の知的創始者の1人と目されることになる。

ところで、12世紀は中世が経験した最も多彩な知的活動の時代でもあった [ジルソン 1949]。この時代は完全に忘却されることのない文献に対する関心の再生から始まった。従って、アベラルドゥスが知っていたアリストテレス Aristoteles の著作は、アルクインやエリウゲナ Johannes Scotus Eriugena の知ってい

たものと大差がなかった。ただ、アベラルドゥスは普遍論争〔シュテリヒ 1966, 235〕の問題に学問的関心を収斂していった。アリストテレスによる普遍の優位に関する学説を時間的優位として理解する未熟な実在論に対し、アベラルドゥスは、ロスケリヌス Roscelinus が始めた論駁をより穏健的に、そしてより常識的に継承した。彼は今日概念論の立場を形成し、他のどの学説よりも刺激的に人びとを触発したのである。彼は弁証法を駆使し、それをさまざまな問題に自由に応用した。アベラルドゥスは弁証法について次のように書いている。「私が弁証法について著述しているという理由から、最近、私の敵対者たちが新たな誹謗中傷の弾劾を考え付いたようだ。つまり、信仰と無関係な問題について論じることは、キリスト教徒には禁じられていると主張しているのだ。敵対者たちによれば、弁証法は私たちを信仰へと導かないばかりか、その錯綜した議論によって却って信仰そのものを破壊するのである。だが、学問とは事物の真理を理解することであり、信仰の基礎を成す知恵もこうした真理を理解することの一種に他ならない。ところで、知恵とは善と有用性とを識別できることである。ところが、真理は真理に反することはない。そこで、弁証法はあらゆる真偽の識別を行うためのものである。従って、弁証法は一切の学問を導く手段として、あらゆる哲学を指導し統率する立場にある」〔ガレン 2002, 原註32〕と。こうしてアベラルドゥスによってそれまで哲学と神学とを分けていた境界が撤廃され、理知の主権が宣言されることになった。

すると、アベラルドゥスが当時の学生たちを魅了したのはなぜか。彼は論理学者、道徳哲学者、神学者であるのみならず、古典文学研究の先駆者でもあった。哲学や神学と同様に、アルクインのように、彼は文法学にも精力を注いだ。他方、彼は雄弁家でもあったから、その講義は伝統的で古臭い教科においてさえ、内容の斬新さと方法の魅力によって高い人気を博したのであった。アベラルドゥスのように多方面の資質と警咳の魅力を兼備した学者を後継者の中に見出すことはできないとラシュドールは断言する〔ラシュドール 1966, 82〕。

ソールズベリーのヨアンネス Johannes of Salisbury は、1137年から1149年まで、フランスで受けた教育について詳細かつ完全な記録を残している。当時は修学上、何ら決まったカリキュラムも存在しなかった。学生は学問的関心に応じて学校から学校へ、学科から学科へ渡り歩いた結果、ヨアンネスの修学期間は12年に及んだ。ヨアンネスは最初、パリで論理学の研究をし

ていた時期に、アベラルドゥスの膝下であり講延にも列した人物であるため、当時の講義風景についての描写には大変興味深いものがある。以下は、シャルトル Chartres でギョーム Guillaume de Conches の「文法学」の講義にヨアンネスが出席したときの様子〔ラシュドール 1966, 84〕である。教師は読み上げた箇所品の詞分析・韻律・構文・文法的変則や修辞に関する問題点を説明した後、その中に見られる「表現の多様性」に注意を喚起し、「あれこれを表現するさまざまな仕方」を指摘した。要するに、原典の言葉遣い全体について、丹念に余すところなく分析し、それを学生の頭に刻み込もうとした。その上で、原典による自然科学、倫理学の問題に関する付随的な言及についても詳述し、内容の批判とその説明が行なわれた。次の朝、学生は前日に教授された事項の復誦を要求された。失敗すれば、厳罰が科された。また、古典の中から指定された模範文を参照し、学生はラテン語による散文や韻文の作文も毎日の課題として提出した。表現の流暢さや優美さを身に付けるために題目が与えられ、学生間での討論もしばしば行なわれた。アベラルドゥスもこれに近い講義方法だったのであろう。

## 古代の法学教育

「確かにギリシア人はローマ人と異なり堅剛な青銅を刻んで命ある像を作り、柔らかな線を見せもするであろう。大理石から生き生きとした容貌を彫り出し、事理を論じれば雄弁に、法則を用いて大空の運行を記し、差し昇る星座の時刻を告げることもできよう。

だがしかし、ローマ人は広く諸族を統治し、平和を与え、法を布く。このことこそローマ人の他に秀でる技であり、征服を受けた者を寛大に扱いながら、暴慢の輩を圧伏するであろう。」

古代ローマ帝国の使命について発せられた詩人ウェルギリウス Vergilius の言葉〔ウェルギリウス 1976〕である。古代ローマでも、紀元前5世紀以来、神祇官に始まり、法務官、裁判官、法律顧問などの一連の権威ある法律家が活動していたのだから、何らかの法学教育が行われていたであろうことを想像できよう。

西欧古代及び中世教育史家のマルー Henri-Irénéé Marrou によれば、ローマ時代には、弁論学校と法律学校が実在した〔マルー 1985, 347〕。前者は帝国の行政機構や政府機関に才気煥発の有能な上級官吏を供給し、後者はギリシアと異なるローマの独創的な高等教育機関として野心ある若者に法曹界への門戸を開放した。前者での教育を修めた者は先ず弁護士になった。ローマでは法技術が発達した結果、法律の専門化が進

行し、その取り扱いには弁護士と（後述する）「法学家」との分業になっていた。後者の教育を終えた法律家が弁護士に訴訟手続上の指示を与え、法律に基づき法廷での論証の資料を準備した。これを受け、弁護士は、準備された資料を法律の分野から衡平の分野へと応用・拡張し、人びとを感動・納得させるような言葉を添えて、巧く活用するのであった。要するに、弁護士の仕事は、厳密に法律的であるというより、文学的なものであった、とマルーは述べている。

法律学校では法学教育が行われた。法学はローマの天分の所産であったと言えよう。それにより、ローマ世界にはギリシア人が全く予想し得なかった知的職業、「法律家」*juris prudens* が登場した。彼は法学教育を受け、法律、慣習、訴訟手続、判例などに精通していた。個々の訴訟において、その博識と記憶から得た、幅広い知識や資料が法律家によって駆使された。彼は事件の複雑さと法律の曖昧さを克服しつつ、どんなに困難な事案に対しても、鮮やかな解決策を提示することができた。彼の知識は単なる小細工ではなかったのである。それは秩序であると同時に、義と善という気高い倫理観に基づいていた。つまり、法学は、ギリシア的思考形式を援用しつつ、ストア学派の倫理的功績とアリストテレスの論理学的思考の下に体系化され発達した学問なのである。これこそ古代ローマの最大の偉業であり、多くの若者がそれを手にしようと憧れた。なぜなら、法学は立身出世を目指す若者にとって、有利な職業に就くための手っ取り早い手段であったのだから。こうした若者の願望に応えるため、「法学教師」*magister juris* が誕生し、法学教育を担当したのであった。

ところで、古代ローマの法学教育は、当初「公務見習」 *tirocinium fori* と称し、実践教育の形態で行なわれた。従って、そこでの指導者は法学教師ではなく、弁護士であった。見習中の若者は弁護士に付き、顧客と交わす法律相談に耳を傾け、仕事を学ぶのである。当然、臨床医学を教える医者と同じく、弁護士はあらゆる機会を利用し、訴訟の微妙な問題点やそれに伴う諸婦結を分かり易く若者に説明したと思われる。この後、主にキケロ *Cicero* の活躍と宣伝により、古代ローマの法学教育は、「実践教授」*respondentes audire* と合わせ、体系的な「理論教授」*instituere* を行うようになってゆく。実際、マルー [マルー 1985, 348] によれば、キケロには、『市民法教本』*De iure ciuili in artem redigendo* という著作があったらしい。こうして、古代ローマの法学は、ギリシアの論理のあらゆる手段を用い、明確な術語と定義を基に、原理・区分・分類か

らなる1つの（学的）体系として教授されるようになったのである。

法学教育は、実践と理論から構成される教育方法を編成すると同時に、より公的な独立した制度として、法律家の社会的役割と関連しつつ発展した。皇帝アウグストゥス *Augustus*（在位前27～後14）以降、法律家の中で特に有能な者は公的に法律解釈を行う権利、すなわち「勅許解答権」*jus publice respondendi* が認められていた。2世紀頃に存在が確認される法律相談事務所は、法律学校、厳密に言えば、「法を教授し解答している者たちの場所」*stationes jus docentium et respondentium* でもあった。こうした場所は神殿の傍らに設置された。神殿には特別な図書館が付設されていたからである。

また、同じ時期に法学教育用教科書の編纂も完成していた。例えば、ガイウス *Gaius Cassius Longinus* の『法学提要』が出来たのも2世紀であった。それ以前にも法律書は多かったが、ガイウスのこの書はローマ法の基本的な概説書として初学者に歓迎された。その他、訴訟手続の便覧、皇帝ハドリアヌス *Publius Aelius Hadrianus*（在位117～138）が編纂した『永久告示録』の註解集、『学説集成』、法学者の著作からの抜粋などが次々に編纂された。こうした傾向が最高潮に達したのが、皇帝セウェルス *Marcus Auerlius Severus Alexander*（在位222～235）の治世であり、ウルピアヌス *Domitius Ulpianus*、パウルス *Iulius Paulus*、パピニアヌス *Aemilius Papinianus* といった高名な法学者による優れた著作が執筆され、それらを中心に法学教育が組織された。キリスト教時代の司教座聖堂学校（4年課程制）では、1年次は「新入生」*dupondii* を相手にガイウスの『法学提要』とウルピアヌスの『サビヌス註解集』*Libri ad Sabinum* が、2年次は再びウルピアヌスの『告示註解集』*Libri ad edictum* が、3年次は『パピニアヌス解答集』*Responsa Papiniani* が、4年次は『パウルス解答集』*Responsa Pauli* が実際に教科書として用いられていた [マルー 1985, 349]。

## 世俗の法律学校

法学教育の流れは、特にイタリアにおいて途絶えることがなかった。外国人司祭ヴィゴ *Wipo* の眼に11世紀のイタリアは次のように映った。ブロックによる引用 [ブロック 1973, 104] を参照しつつ、再現してみよう。「この国では全ての若者は額から汗を流して勉強するように学校に送られ、蛮族法も、カロリング朝のカピトゥラリア *capitularia* も、ローマ法も、研究と要約と註釈との対象でなくなることはなかった。」

このことの重要性は当時の法状況を概観することにより明確になる。9世紀初頭（封建時代前期）のヨーロッパにおいて、法を宣言するとき裁判官は「法典」を参照しなければならなかった。この法典は、当該訴訟の性質により異なり、ローマ法、慣習法、蛮族法などであった。裁判官は当該訴訟に適用すべき法文をそれらの中で発見できるとき、それに従いさえすれば十分であった。ところが、この仕事はそれ程、容易ではなかった。写本の法文が欠落している場合、ローマ法のように原典の膨大さから必要な部分の参照が困難である場合、法文が原典の中にあるとはいえ知られることなく実際には慣習に従っている場合などがあり、どの原典も全てを裁定するには十分ではなかったのである。つまり、当時の社会生活は法文によって全く不十分に規定されているか、または全く規定されていなかった。このような部分が次第に増大し、若干の地方では司法の全ての領域を侵すまでになったと言われる。

なぜ、こうした事態にまで法状況は悪化したのだろうか。第一に、立法はもはや行なわれることがなかった。フランスでは884年に最後のカピトゥラリアが発せられたが、それにはほとんど独自性がなかった。第二に、ラテン語の理解は聖職者を中心とする人びとの特権であった。それ故、ドイツでは原典の写本が作成されることも、それに言及することもなくなった。公証人がローマ法を適用するときでさえ、多くはありふれた文句か、誤った箇所からの引用にすぎなかった。第三に、教会が排他的になり、固有の法典としての「教会法」を持つようになった。この法典は聖職者の学校でのみ教授され、世俗法はどこにおいても教育内容になることはなかった。第四に、法律家という職業が存在しなかったため、法典に親しむ機会も消失した。裁判は弁護士を必要とすることがなかった。全ての首長が裁判官であったからだ。しかも彼らの内の多くはラテン語を読めなかった。以上の理由〔ブロック 1973, 103〕から、実定法を維持することが非常に困難な状況にあった。

ところが、ヴィボが観たように、イタリアの様子だけは特別だ。古代ローマから連続と続く法学教育の伝統は、中世においても途切れることがなかった。11世紀の主要な世俗の法律学校は、ランゴバルド王国の首都パヴィア Pavia にあった [Radding 1988]。パヴィアの「法学者」 *jurisperiti* は『パヴィア書』 *Liber Papiensis* にあるランゴバルド法を研究していた。この書はフランク族による征服以前のランゴバルド諸王の告示とカロリング朝のカピトゥラリアを集成したものである。この書を解説するとき、パヴィアの法学者

は法文の傍らに註釈する方法を初めて採用したのであった。

法文の内容をめぐる問題については、旧派 *antiqui* と新派 *moderni* という2つのグループに見解が分かれた。前者はランゴバルドの法文の伝統的な理解に拘った。これに対して後者はランゴバルド法を補完し解釈するためにローマ法を一般法として好んで参照した。こうした新派による最も輝かしい業績は、1070年頃に成立した『パヴィア書』への『解説』 *Expositio* に集約されよう。この『解説』では既にイタリアで用いられていた法源、すなわち後述する『法学提要』、『勅法集成』及び『ユリアヌス抜粋』が参照されているのみならず、『学説集成』からも9つの法文が抜粋されていたのである。

ところが、パヴィアの法律学校は『学説集成』に特別の注意を払っていたわけではなかった。つまり、最優先課題としてローマ法に眼が向けられることはなかったのである。あくまでも法学教育の関心の中心はランゴバルド王国の法であり、裁判所の裁判官と弁護士に適切な訓練を施すことにあった。パヴィアでは法的推論について教授するとき、ユスティニアヌス法典（通称「ローマ法大全」）の価値を認めていたが、その内容それ自体を研究することはなかった。『学説集成』に関する法的議論よりも、法一般の本質と目的について、ローマ法を法源として収集されるものに関心を持っていたのである。ところが、『解説』の出来は法学者がもはや法文を要約することだけでは満足できなくなったことを意味している。法学者は法文を徹底的に解釈したいと考えるようになっていたのだろう。法文の字句に忠実であることが不正を惹起する場合、法文の根元にもで遡り、根本的理由としての「法理」 *ratio legis* がまず確定されなければならないことを『解説』は強調したのであった。法文はこの法理に照らして理解されなければならない。こうしてパヴィアの法律学校は法律文書の研究に新しいアプローチを提示することになったが、やがて衰退し、「ローマ法大全」の最初の解説者を生み出す名譽はパヴィアではなく、ポローニャ Bologna のものとなるのである。そこで、私たちは学都ポローニャについて考察しなければならないが、その前に「ローマ法大全」の編纂について説明しておくことにしよう。

## 市民法大全とは

東ローマ帝国皇帝ユスティニアヌス I 世 *Justinianus I*（在位527～565）の名はローマ法と永遠に結びついている。もし彼により法典編纂事業が企てられなかつ

たならば、彼以前の時代に施行されていた法状況について私たちはほとんど分からずにいたであろう。なぜなら、ガイウスの『法学提要』の全文がようやく発見されたのでさえ、1816年になってからのことなのだから。それ故、小論の考察もそれを避けて通るわけにはゆかない。

皇帝ユスティニアヌスは偉大な精神力を備えた万能人であった。彼は対等の権威を要求した教皇に対抗し、自らを世俗的にも宗教的にも最高権力の保有者と考えた。従って、彼にとって『学説集成』、『勅法集成』、『法学提要』、『新勅法集成』から構成される法典編纂事業への着手〔Weimar 1997, 117〕は、ローマ帝国の栄光をあらゆる面で再生する野心的な意味合いを有していたのである。

彼による法典編纂の中で、最も重要な部分は、『学説集成』*Digesten* (Latin *Digesta*; Greek *Pandectae*) である。これはローマ帝国の古典時代(1~3世紀初頭)を代表する高名な法学者ウルピアヌス、パウルス、パピニアヌス、ガイウスなどの著作から精選・抜粋し編集されたものである。この集成を法制史学者のスタイン Peter Stein は「巨大な法のモザイク」*an immense legal mosaic*〔Stein 1999, 33〕と呼んでいる。それは聖書の約1.5倍の分量があるのみならず、編纂者が取り組んだ元々の法文の僅か20分の1にすぎないと伝えられているからだ。こうした事実からもギリシア語の名称が「全てを包括する」*πᾶν δέχεσθαι* という意味であった理由が分かる。個々の学説は題目毎に全7部 *partes* に割当て配置され、全50巻 *libri* に編集された。もちろん近代の法典のような体系的性格を備えるものではない。分割が困難で広範な題目については、例えば「遺産」のように、1章でありながら、3巻に亘ることもあった。章の配列は『法務官告示』*edictum praetorium* の伝統的な順序に従った。それにもかかわらず、第一に、各章中かなり無秩序に諸説が配列されている。第二に、僅か3年という製作期間から、製作に要する時間を短縮させるため、編纂者は資料を省略し、抜粋した部分に可能な限り一貫性を持たせる裁量権を持っていた。第三に、当時のビザンティン法の表現に統一するため、編纂者には資料の実質的変更を行う権限が認められていた。以上の理由から、この集成は今日なお法学者の頭を悩ませているのであり、それを使用できる状態にするためには、何らかの加工を施し、法文相互の矛盾を調整し、全体像が把握できるようにしなければならなかった。私たちは一先ずここで「法の燈明」、イルネリウスの登場を待つことにしよう。

『勅法集成』*Codex Justinianus* は、皇帝ハドリアヌ

スの治世から534年までの「元首の勅法」*constitutiones principum* から構成され、『テオドシウス法典』*Codex Theodosianus* (438年) を新たに改訂することを通じて完成へと導かれた。なぜなら、法の発展の原動力は皇帝の勅法であり、多くの新しい勅法が前世紀に出されていたからである。それらは年代順に配列され、全12巻に編集された。こうして『勅法集成』を編纂してゆく過程で、以前から未解決だった問題点の多くが明らかになったが、それらは皇帝ユスティニアヌス自身の勅法によって解決された。

ところで、皇帝の編纂事業の中心部分を形成する『勅法集成』と『学説集成』は、その複雑さから、初学者の手に余るものであった。そこで、彼らの理解を促すべく、皇帝は約400年前に書かれたガイウスの『法学提要』*Institutiones* を基に、新しい『法学提要』の作成を命じた。それは全4巻に編集された。このようにして基本文献にすぎなかった『法学提要』も『勅法集成』や『学説集成』と対等の地位のみならず、実定法の形式を与えられることになった。『学説集成』と『法学提要』は533年12月30日に施行され、その1年後(534年12月22日)に『勅法集成』の改訂版が施行されたのであった。

皇帝ユスティニアヌスは565年に崩御するまで勅法を發布し続けた。皇帝の「新しい勅法」*novellae constitutiones* の大部分は、ギリシア語で書かれていたにもかかわらず、収集された後、『新勅法集成』*Novellen* として上記の3つの集成に付加され、皇帝による法典編纂事業が完成した。16世紀の人文主義法学者ゴトフレドゥス *Dionysius Gothofredus* はこれに“世俗法の体系(全体)”という意味合いを込めて「市民法大全」*Corpus Iuris Civilis* と命名し、「教会法大全」*Corpus Iuris Canonici* と対比されることになるのである。

## 学説集成再発見

皇帝ユスティニアヌスによる法典編纂事業は大規模に宣伝されたにもかかわらず、注目されることはなかった〔Stein 1999, 35〕。法典がラテン語で書かれていたため、ギリシア語圏に属するビザンティン帝国の法学者の多くにとって理解しがたいものであったからだ。そこで、『法学提要』の編纂作業に加わったテオピルス *Theophilus* は、そのギリシア語訳(『義解』*Scholia*)を作成した。また、賢帝レオ *Leo Sapiens* (在位886~911) は10世紀初頭に『バシリカ法典』*Basilica* を完成した。これはユスティニアヌス法典の再編を試み、それをギリシア語に翻訳・要約することにより、多岐に

巨る内容を1つの全体にまでまとめ直したものである。このとき原文を補完するために採用された註釈は、主に皇帝ユスティニアヌス時代の法学者の手によるものであったため、今日のローマ法研究者にとってもそれは必需の資料になっている。なお、この『バシリカ法典』の縮約版の内、最も影響力を有した『ヘクサビブロス』Hexabiblos (English the six-book work) は、1830年代のギリシア独立時に再び法律としての効力を付与され、1946年に新民法典が成立するまで、実際に通用していた。従って、ビザンティン帝国崩壊後も、ローマ法だけは僅かながらもその命脈を失うことがなかったと言ってもよいだろう。

だが、イタリアの場合は事情が異なる。そこでは、ゲルマン法に規定のない商取引について、常にローマ法が参照されていた。8世紀のランゴバルド王リウトブランド Liutprand の告示によれば、ローマ人の公証人の前で作成された文書はローマ法の規則に合致しなければならず、ランゴバルドの証書はランゴバルド法の規則に合致しなければならない。但し、取引当事者の一方が他方の同意を得るとき、前者の(属人)法に代わり後者の法に従ってもよい。そもそもランゴバルド法では、要式文書によって所有権の移転や債権の設定を証明する伝統が強く、当該文書の多くは従来の書式に固執する公証人によって用意されていた。特に、この告示が発せられてから、それぞれ異なる共同体に属する当事者間で取引が行なわれるとき、属人主義の不都合を回避するよう実務が発達したであろうことは明らかである。

しかも、イタリア半島の一部とビザンティン帝国との間では、常態的に交流が行なわれていたことも確認されている。その結果、ユスティニアヌス法典の『学説集成』を除く部分、すなわち『法学提要』、『勅法集成』の第1～9巻、そして『新勅法集成』の6世紀に作成されたラテン語縮約版(所謂『ユリアヌス抜粋』Epitome Juliani)は、イタリアの一部では良く知られ、実際に用いられていた。ただ、『学説集成』はその分量と難解さの故に、人目に触れることもあまりないまま、イタリアの図書館にたった2冊の写本という形で保管されてきた。言い換えれば、『学説集成』のように膨大な文書は乱世を通じて継承されるためには不向きだった。また、当時は羊皮紙が乏しかったため、要約された体裁によってしか文書は流布し得なかった。だが、スタインによれば、11世紀末になると、こうしたユスティニアヌス法典及びローマ法文化への関心が高まると同時に、公証人や弁護士は証書や訴答書面において正確に原典から引用・言及するようになったの

である[清水 1990, 45]。特に、『学説集成』第4巻第6章第26法文第4節が、その編纂から500年を経て、1076年にトスカーナのある裁判所で引用されることにより、再びヨーロッパにおける「規則と議論の源」a source of rules and arguments [Stein 1999, 43]として、つまり現行法として効力があるものと考えられるようになった。こうして12世紀はローマ法の歴史を考える上で、特別の時代になってゆく。イギリスの法制史家メイトランド Frederic William Maitland は、12世紀を「ローマ法が作られた古典時代以来、知的な活動全体の中でこれほど多くの部分が法学に捧げられた時代は他になかった」[ハスキンス 1989, 163]と賞している。

では、この時期に『学説集成』が引用されたのは偶然なのだろうか。『学説集成』の再発見の動機についてはさまざまな学説があり、伝説までが語られる中、そうした議論を総括すると、教会においても、世俗においても、自説を裏付ける根拠を求め、双方の論者が古い資料を探索していたときに、偶然これが発見されたものと解してよいだろう。歴史学者のブルック Christopher Brooke はある農民の結婚と遺産相続の事例 [ブルック 1990, 52] を用いて、それが中世社会では教皇と国王(あるいは皇帝)という2つの法廷で、それぞれ別の法体系に従って争われ、この2つの法体系及び法廷の関係をどのように裁定するかは、しばしば論争上・外交上の微妙な問題であったと説明している。11世紀後半から12世紀初頭まで半世紀以上に亘り行なわれた聖職叙任権をめぐる闘争 [フリッシュ 1972; カントーロヴィチ 1992] を考えれば、小論の推測も強ち否定できないように思われる。

確かにローマ法の概要については、西ゴートのローマ法、ユスティニアヌス法典の『法学提要』や『勅法集成』から容易に知ることができたであろう。しかしながら、『学説集成』の再発見の重要性は、どれほど高く評価してもし過ぎることはないようだ。メイトランドは書いている。「『学説集成』は中世の学生が全盛期のローマ法の知識を獲得することができた唯一の書物だった。『法学提要』は簡単な教科書にすぎない。『勅法集成』は個別法令の寄集めである。『新勅法集成』は個別法令の寄集めであるのみならず、大袈裟に冗長な文体で書かれ、有益であると同時に有害である。『学説集成』がなければ、ローマ法は決して世界を再征服できなかったであろう。ローマ法の精神を体現するのは『学説集成』だけである。他の書物であれば、あれほど熱心に学ばれなかったであろう。『学説集成』を最初に教授した者は近代世界における意味でのロー

マ法を最初に教授した者である。『学説集成』がなければ、全盛期のローマ法の内容は決して回復されなかった。『学説集成』によってのみ、鋭く正確な法的議論や厳密な定義などを私たちは知り得たのである」[Stein 1999, 44] と。加えて、小論との関連では、この再発見が法学の誕生と大学の形成を促す契機となった。

## ボローニャ大学

古代ローマ帝国時代の法学は、哲学と同様に、弁証法と修辞学に続いて教授されるのが慣例であった。弁証法が哲学の母胎であるように、修辞学は法学への途を拓くために必須の学問だったのである。元々、修辞学は、「土地の所有権争いから生まれた」[バルト 1979, 15] とバルト Roland Barthes が述べているように、当時の所有権をめぐる訴訟において陪審員を説得する技術（雄弁術）であったと解すれば、その法学との密接な関係にも肯けよう。修辞学は公証人、裁判官、弁護士などを養成していた。これらの専門的職業は自治都市の発達や教皇権の確立といった当時のイタリアの政治情勢と決して切り離して考えることはできない。つまり、ボローニャにおいても、イタリアの他の都市と同様に、政府は教会と世俗との間の妥協の産物でしかなかった。そして、これらの都市にある世俗学校においては、文法学、修辞学、法学など実務的性格の強い学芸が教授され、他国の羨望の的となっていた。しかも、各都市で活躍する練達法律家がそうした世俗学校でも教鞭を執る機会があったであろうことは想像に難くない。他方、教会が経営する学校でもこうした教養科目が教授されていた。つまり、ボローニャ大学の正確な起源については、なお議論の余地があるにしても、ボローニャの諸学校では法学研究、特にローマ法の研究に重点が置かれていたのであるから、ボローニャ大学の名声の由縁はやはり教養科目の研究を基礎とする法学だったと言えるだろう。

ところで、ボローニャの法律学校の名声を考えると、私たちはその素晴らしい地理的条件 [ハスキンス 1970, 10] についても触れておかなければなるまい。なぜなら、ボローニャが法学の研究と教育との中心地になる以前から、ローマやバヴィアやラヴェンナにも法律学校があったのだから。しかしながら、ローマの法律学校は1084年のノルマン人の制服によって衰亡し、バヴィアはランゴバルド法に固執していたため萎縮し、ラヴェンナは東ローマ帝国領の中心でありながらアルプスを越えて南下する学生を集めるには適さなかった。これに反して、エミリア平野に位置し、旧「エミリア街道」Via Aemilia に沿ったボローニャは、ローマ、

ラヴェンナ、ピサ、バヴィアを結ぶ交通の要衝を占めていた。すなわち、ローマ、ビザンティン、ランゴバルドからのさまざまな影響はこの地で容易に会し得たのである。このようにイタリアのみならず、ヨーロッパ全域から学生の集まる土地として、これ以上適当な場所は他に存在しなかった。それ故、ボローニャにはさまざまな学校が存在していた。それらの学校の起源はそれぞれ異なるにしても、何らかの意味で当時の政治的統治形態を反映するものであったのだ。

それでは、どのようにしてボローニャにこうしたローマ法の研究が君臨することになったのであろうか。この点については定説がない。ただ、久しく信じられてきたところによると、法典がラヴェンナで発見され、11世紀にボローニャへともたらされたという。この物語はオドフレドゥス Odofredus にまで遡る。すなわち、「ローマのストゥディウムが破壊されたとき、法律書はラヴェンナの町に移され、更にそこからボローニャへ移された」と。また、別の伝説によると、『学説集成』がピサ市民によって発見され、当時ピサに在住していたイルネリウスの手によってボローニャにもたらされた、と。だが、ボローニャは決して1冊の書物から生まれたのではない。栄光は偶然の所産ではないのだ。

## 法の燈明の登場

ボローニャでローマ法の研究方法を一新し、ボローニャ大学の始祖の一人に数えられるイルネリウス Imerius (ヴェルネリウス Wernierius とも言われる) について論じる時刻が来た。今日では、イルネリウスの名声は1116年には既に確立し、1140年以前に没していることが研究者によって明らかにされている。つまり、彼の活動はこの2つの年代の間に行なわれ、大学という制度やそこでの講義の在り方を考える上で決定的な役割を果たしたのであった。

こうした見方は元々オドフレドゥスから始まる。なぜなら、彼がイルネリウスを「その町で教えた最初の人」と述べているのだから。しかし、そのオドフレドゥス自身もイルネリウスの先輩の1人としてペポ Pepo の名を書き留めている。ペポに関する評価は定まっていない。オドフレドゥスはペポについて「自分の書籍によって法律の講義を始めた」、「その知識がどんなものであったにしろ、無名の教師 dominus であった」と言い、他の記録は彼を「法学博士」 legis doctor、「領主法廷の裁判所補佐人」 assessor to a feudal court と語っている。後者の記録に登場するペポは、オドフレドゥスの軽蔑的評価とは異なり、極めて優れた法実務

家としての力量を発揮し、既述の如く、1076年にはトスカーナの法廷で『学説集成』第4巻第6章第26法文を判決の根拠として初めてはっきりと引用したとされるのであり、しかもイングランドの神学者ナイジェル Ralph Niger がそれから1世紀後に記した報告によれば、「ペボの講義は『勅法集成』と『法学提要』の法文に基づくものだった」[Stein 1999, 45] のである。もしその通りであるとすれば、ポローニャにおける『学説集成』研究の復活は、イルネリウスではなく、ペボから始まるものと推論することも許されよう。

たとえペボがユスティニアヌス法典の講義をしていたにせよ、法学を実務から切り離し、しかも修辞学から独立した学問としての地位を与えたのは実にイルネリウスであった。オドフレドゥスによれば、元々イルネリウスは修辞学者であり、法律書がラヴェンナからもたらされたとき、独力でそれを研究し、研究することによって教授し始め、かくして最も著名な教師となった。彼の指導方法は明確に要領良く難解な箇所を「註釈」し、語義を吟味し、「ローマ法大全」の該当箇所に照らして意味を分析するというものであった。他方、彼は質問や討論を奨励し、矛盾を解決するよう努めた。イルネリウス自身による「註釈」は「ローマ法大全」の初期の写本に“I”あるいは“Y”というイニシアルを使い記されている[Fitting 1888; Pescatore 1888]。ただ、イルネリウスの時代以前のポローニャに全く法律書がなかったとは考え難い。実際に、イルネリウス以前にもペボが法を講じていたのだから。

イルネリウスの註釈に基づく講義は他の法学者の追隨を許すことなく別格であり、多くの学生を魅了した。彼の講義によってポローニャは初めて全ヨーロッパ的に有名になった。つまり、ポローニャの「巨大な」great だけの法律学校を、「抜群の」par excellence 法律学校にまで突如として飛躍させた理由は、先に論じた政治的・地理的事情を除けば、イルネリウスの持つ天分に帰されなければならない。そこで、修辞学の素養と法学の才能を駆使して、大勢の学生を集め魅了したイルネリウスの講義とはどのようなものであったのかを紹介しておくことにしよう。先ず、彼は法文に含まれる難解な用語の説明から考察を開始した。次に、彼は法文全体の解説に着手した。そして彼は法文の行間に註釈を挿入しながら、諸章句を関連づけ、遂には「ローマ法大全」の全体像を把握するに至ったのである。この過程において、当然、註釈は法文の欄外にまで拡大することもあった。しかし、法学はもはや単なる古典からの抜粋や概念を弄ぶ修辞学から完全に分離独立し、法文の註釈を中心的課題とする学問へと変貌

していったのである。イルネリウスはこうして「法の燈明」*lucerna iuris* となり、その独特の法文の解説方法により、「註釈学派」を形成する基礎を築いたのであった。また、彼の新しい法学観に基づき、全ての学問的体系の中で、法学はどこに位置づけられるべきかをめぐる議論も交わされることになった。セヴィリアの聖イシドール Isidoro によれば、人間の行動に関係する法学は倫理学に分類されねばならなかった。しかし、こうした見解が妥当するのは規則の内容に関する場合だけである。イルネリウスの法文の解釈に基づいて言い直すならば、法学は論理学の一部である。キーン Maurice Keen は、「ここにおいて、法学は初めて神学支配の枠を破り、自由な道を進み始めた」[キーン 1978, 78] と論じている。後に年代記作者のウルスベルグのブルカルド Burchard は、次のように伝えている[ラシュドール 1966, 119]。グラティアヌス Gratianus と時を同じくして、「教師イルネリウスは、女伯爵マティルダ Matilda の求めに応じ、長く顧みられることのなかった法律書を再発見した。そして皇帝ユスティニアヌスの編纂した方法に従い、それを部門別に整理し、恐らくは行間のあちこちに数語を挿入したのであった」と。

翻って、論理学は伝統的な自由学芸、すなわち文法学・修辞学・弁証法の全てを包括する。それ故、ポローニャでは法学者もスコラ学的方法論としての論理学を大いに活用した。彼らにとって法学は高等な学問であり、既に自由学芸を修得した者だけが学び得るものであった。しかも、法学と論理学との関係を捉え直そうとするとき、私たちはアリストテレスの論理学関係の著作を創造的に解釈し、「新論理学」*logica nova* [リーゼンフーバー 2003, 220] の地平を切り拓いたアベラルドゥスに十分な注意を払わなければならない。アベラルドゥスの論理学によれば、全体は真実であり、そうした全体に含まれる諸部分には真実の多様な陰影がある。論理学にとっては、さまざまな部分の相互間に調和をもたらすことが肝要になる。つまり、論理学は非生産的な学問に墮落する傾向もあるが、他の領域に応用されることにより初めてその真価を発揮するのである[キーン 1978, 74]。それは一見矛盾するように映るものを必ず調和させることのできる手段の概要に他ならず、調和できない点がどこにあるのかを教示するのである。法学も1つの学問として論理学の考え方を応用したことがイルネリウスの功績からも窺い知ることができよう。特に、教会法学者のグラティアヌスは、1140年頃に出版した『教会法矛盾条文義解類集』*Concordantia discordantium canonum* の中で、以上のア

ベラルドゥスの論理学的方法を教会法の研究に応用し、正統派の文献中に存在する相互に矛盾する論点の辻褄を合わせることに成功した。教会法が神学から区別される1つの学問領域として基礎づけられたのである〔キーン 1978, 77〕。その後、彼の著作は教会法学の権威と見なされるに到る。

### 註釈学派の貢献

イルネリウスから始まる「註釈学派」Glossatorsは「ローマ法大全」の法文を神聖視し、それに法学者のバイブルとしての権威を付与したのであった〔Stein 1999, 46〕。皇帝ユスティニアヌスが考えたように、註釈学派にとっても法文は明敏な知性をもって取り組む者が解決できない矛盾を決して含まず、法典は予想し得る法的問題を解決するために必要な一切を含んでいるのだった。『学説集成』の最初の法文は法学者を神官と規定し、続いて法学を「神事と人事の知識」Jurisprudentia est divinarum atque humanarum rerum notitia. と定義する。これについて註釈学派は自問した。法学者は神学を学ぶべきなのか。「全てはローマ法大全の内に見出される」のだから、法学者は神学を学ぶ必要がないというのが彼らの出した答えであった。

註釈学派が直面した最大級の困難の1つは、法文の配列に一貫性が欠如していたことである。『法学提要』、『学説集成』、『勅法集成』において同じ問題が取り扱われている場合であっても、法文の順序は夫々に違いがあった。しかし、ポローニャの註釈学派は法文の順序に手を加えることはなかった。彼らは夫々の題目を扱う全ての法文について、相互に参照を可能にし、相違を説明し、議論を整理して個々の結論の正否を提示したのだった。これを可能にしたのは、註釈学派が法文の全体に精通し、どの法文もその最初の言葉で引用できたことによる。彼らはいかなるローマ法学者よりも法文に精通していた。註釈学派は全ての法文が、そして文節の1つ1つが対等の権威を持っていると認めていた。註釈学派はあらゆる弁証法（論理学）的技法を駆使し、法文から正確な意味を導出しようとしたのだった。

イルネリウスの後継者は「四博士」である。イルネリウスは四人についてこう言っている。「ブルガールスは黄金の弁舌を、マルティーンヌスは豊かな法の知識を持つ。ウゴは法の精神を体現し、ヤコブスは私の姿に等しい」Bulgarus os aureum, Martinus copia legum, Mens legum est Ugo, Jacobus id quod ego. [Besta 1950, 146] と。ここから、ヤコブスが師の衣鉢を継いだことが分かるであろう。その内、一際異彩を放ったのが、

ブルガールスとマルティーンヌスであった。前者はポローニャにおいて指導的立場にあり、後者はより自由な研究方法を好んだ。両者は賢明で正当な結論を導出するため、法文解釈の方法について見解を異にした。つまり、ブルガールスによれば、ユスティニアヌスの法は「衡平」equitasであり、解釈者の役割は、法文に関して、「法理」ratio legis、つまり個々の規則の目的を探究することである。この法理を発見するため、同じ題目に関する他の法文が参照されることもあった。ところが、こうした方法をマルティーンヌスは十分ではないと考え、規則の明確な意味は夫々の衡平に言及することによって修正することができるとした。これは単なる「一般的衡平」equitas rudisではなく、「構成的衡平」equitas constitutaの尊重を主張するものである。従って、個々の法文を解釈するとき、同じ題目を取り扱う他の法文の考察に限定されることなく、問題の解決に役立ちそうな全ての法文が考察されなければならない。また、皇帝は法的に見て「世界の主」であるかという問いに、ブルガールスは私有財産について皇帝は主ではないと答えたのに対し、マルティーンヌスは真に世界の主であると述べた。ともあれ、彼らは著述の他に註釈だけはいつも書いていたらしい。最初は行間に、行間が一杯になると余白にまで書き記し、法典の本文よりも註釈が分量として多くなっていった。

四博士に続きポローニャの註釈学派の指導者となったのは、ブルガールスの弟子バッシアーヌス Johannes Bassianus であった。彼は法文を解釈する方法を完成させた。バッシアーヌスは、難解な法文を適切に取り扱うため4つの段階を必要とした。第一に、何も手を加えることなく、そのまま「問題」questionesを提起する。第二に、教師は矛盾する法文と既に提示されている「解決策」solutionesを引用する。第三に、当該事例に関係する一般的原則を引用することにより、問題をより広い地平へと提起する。バッシアーヌスはこうした原則を通常「ブロカルディカ」brocardicaと呼び、それによって提起される微妙で有用な「問題」の解決に努めた。第四に、問題に関する幅広い議論が、引き続いて講義中に、もっと時間が割けるならば夕方に行なわれる。ところで、こうした方法は先ず個々の法文から出発し、次に同じ問題に関する他の重要な法文へ、更に「ローマ法大全」の全体へと議論を拡大してゆくのであった。

バッシアーヌスの弟子アゾー Azo は、それまでに註釈学派が行ってきた詳細な事例に関する議論を総合する仕事を開始した。アゾーの勅法に関する『大全』Summaは絶大な影響力を誇り、「アゾーを持たざる者

は法廷に赴くべからず」[Stein 1999, 48]の格言に述べられる如く、法実務に必須の書目と見なされた。アゾーの立法権に関する考察は政治学的に特に重要な意味を有するので、以下に彼の学説を要約しておきたい。「ローマ法大全」の法文に依拠すれば、立法権とは「何が法であるかを定める力」である。故に、立法権は皇帝にのみ帰属するものではない。至高の立法権は皇帝にのみ帰属するが、裁判官（高位官職保有者）も同じように立法権を保有するのだから。些か大仰に言えば、皇帝はいかなる個人よりも強大な権力を所有するが、総体としての人民よりも強大な権力を所有するわけではないのだ。

イルネリウスから1世紀の後、1220年から1240年の間に、アゾーの弟子アックルシウス Accursius はローマ法の註釈学派全体の見解を収集し、ユスティニアヌス法典の法文への権威ある『標準註釈』Glossa ordinariaを作成した[Kisch 1969]。これには9万6千以上の個別の註釈が収録されていた。直ちに以前の全ての著作に代わり、『標準註釈』の写本が盛んに製作された。『標準註釈』がなければ、法文は法的判断の不十分な根拠でしかなかった。こうして、その後、何世紀にも亘り、『標準註釈』はローマ法から導出し主張された学説の根拠になった。「註釈が認めざるものは法廷もこれを認めず」quidquid non agnoscit glossa non agnoscit curia. という格言さえ受け入れられるようになった。これをもって註釈学派が終了し、「註解学派」Commentators が開始したが、今日なお『標準註釈』は大陸型民法の正統な法源と見なされている。

以上のように、註釈学派の歴史は、「ローマ法大全」と言う法律家のバイブルへの「註釈」glossa そのものの歴史である。元々これには「舌」、「言葉」、「難語」などの意味があったらしい。それが中世のポーロニャに註釈学派が登場して以来、原典の余白や行間に書き込まれた難語についての説明という意味で用いられるようになった。教師が口述するグロッサを学生が原典の行間に書き込み、その分量が増えれば、余白や欄外にはみ出してゆくのだ。私たちが今も大学の講義室で見る光景と何ら変わりはない。このことは註釈が講義方法に与えた影響がどれほど甚大であったかの証左になるだろう。

### 標準的講義方法

バッシアーヌス、ヘンリクス Henricus de Segusio、ペレグロッシ Pietro Peregrini などによる記録から、註釈学派の「講義」lectio を再現することは可能であ

る。ヴァイマール Peter Weimar の研究成果 [Weimar 1997, 43] を踏まえて、私たちもそれを再現してみよう。

第一に、個々の法文を説明する前に、これから講義をする題目の概要が紹介される。Dicam summas cuiusque tituli, antequam accedam ad litteram (Peregrini)。

第二に、同様に、本文自体の理解に向けて、学生に対して、法文個々の本質的な内容の要約が用意される。Casum simpliciter et nude ponimus (Johannes Bassianus)。

第三に、それに続き、原典本文が朗読され、そのときに簡潔な説明が挿入される。Secundo legendo litteram et exponendo et etiam construendo, si difficilis appareat (Henricus)。

第四に、そこで、原典の中にある類似点と相違点を整理し、現実の矛盾と表面の矛盾の解決がなされる。Tertio inducendo similia. Quarto inducendo contraria et soluendo et distinguendo (Henricus)。

第五に、本文に含まれ、一般化することが可能な、または独特な法思想が明らかにされる。Argumenta ad causas de facto annotamus, que loci generales uel generalia uel uulgariter brocarda appellantur (Johannes Bassianus)。

第六に、この註釈は法律問題の提起と討論をもって終了する。Ad ultimum questiones mouere et discutere conueuimus, uel statim in lectione uel in uesperis pro sui difficultate prolixiori disputationi reseruare differendo (Johannes Bassianus)。

1250年頃、オドフレドゥスは以上のような講義を終了するに際して、次のように学生に話したことが伝えられている。「さて学生諸君、この講義を聴いていた諸君の知る通り、私たちはこの書物を読み始め、ここに全巻を終了したのである。改めて神と聖母マリア、諸々の聖人に感謝しよう。この町の昔からの習慣として、1冊の本が読み終れば、聖霊にミサを捧げることになっている。この習慣は良い習慣だから守らなければならない。ところで、教師は本を読み終えたとき、何か自分の計画について話をするのが習慣になっている。そこで、私も一言述べることにする。だが、多くは語らない。来年は例年通り普通講義を規則に従い行うつもりだが、特別講義は中止する。学生の支払いが良くないからだ。勉強する意欲はあっても支払いを惜しむからだ。巷に言われる如く、皆知りたがるが、誰も支払いがらない。これ以上はなすことはない。神の御加護が諸君の上にあらんことを、そしてミサに出席されんことを」[ハスキンス 1989, 171] と。序でながら、オドフレドゥスは勤勉な教育者であった。

「全く知識を持たない者も新入生も含め、全ての学生に私は恩恵を与え、「ローマ法大全」の全巻を講義し、何一つ省略はしない。註釈も全て読む」[Thorndyke 1975, 66]と述べているのだから。

以上がポローニャ大学における註釈学派の最も標準的な講義方法である。こうした註釈学派について論じるラシュドールの言葉を要約すれば、次のようになるだろう。ポローニャの法学者の仕事は多くの点で中世ヨーロッパの知性が成し遂げた最も輝かしい業績の一つである。神学者が聖書や教父の著作を受け入れ、哲学者がアリストテレスを受け入れるのと同じように、法学者はユスティニアヌスを権威あるものとして受け入れた。このとき、その原語がラテン語だという利点があった。ただ理解し解釈し発展させ、応用さえすればよかった。神学、哲学、自然科学の分野では時として天分に恵まれた人たちがさえ誤った方向に迷い込んでしまうことが多かった。だが、権威をもって定められた法の解釈について言えば、事態はむしろ正しい方向へと進んだ。既に「書かれたもの」*littera scripta* [ラシュドール 1966, 130]に対する信仰に近い尊重、一つの原理から極端な論理的帰結を導出しようとする性分、そうした原理と一見矛盾する別の原理とを調和させようとする強い使命感、分類・定義・区別を好む気質と才能、以上が常識や知識と結合され、優れた法的教養及び思考の特性が形成されたのだった。しかも、上述の如く、法学教育に関しては素晴らしいカリキュラムが確立された。繰り返し行なわれる「討論」*disputatio*の練習は、自らの議論を組立て、他者の議論に対処するための技術、習得した知識を迅速に応用する能力を育成する上で効果があり、それはスコラ学的方法の最も特徴的なものであった。こうして弁護士や裁判官にとって不可欠な能力が鍛錬されたのである、と。

その後、ポローニャの法学教育がヨーロッパ各地で行なわれるようになる。最初はポローニャに留学した外国の学生が訓練された弁護士や裁判官になり、各地で活躍する中、ローマ法的思考が中世ヨーロッパの知識人の間に浸透し、彼らの覚醒の引金になったのだ。ヨーロッパ全域にローマ法を普及させる中心にイタリアがあり、そこで法学を修めた学生が新しい土地の法の燈明となる。その者の功績はあのイルネリウスに匹敵しよう。南フランス地方の最初の法律学校であったモンペリエ大学 Montpellier では、大体1160年以降(1192年に没するまで)註釈学派の影響を受けたプラケンティヌス Placentinus が教鞭を取ったと言われる [Stein 1999, 56]。彼の講義方法は学生の人気を得て、

「他の教師の教室を空にしたため、彼らの嫉妬を買い、法律の隠れた秘密を掘り起こした」のだった。

## 学生中心の大学

ポローニャの法律学校では、11世紀末頃、既に教師が行う講義に多数の聴講者(後の学生)が押し寄せ、それが次第に大学制度として整備されることになった。その後、ヨーロッパにおける法学のメッカ、スタインの表現を借りれば、所謂「法の乳母」*nutrix legum*としてのポローニャ大学の確固たる地位は揺らぐことがなかった。

ポローニャは大学人にとって居心地の良い場所であり、学都たるに相応しかった。ヨーロッパ中から何千人もの学生が集まった。その数は2000とも3000とも言われ、12世紀半ばには1万人もの学生を擁する大学にまで発展していた。故郷を遠く離れて留学してきた学生は淋しく厳しい生活を送ることを余儀なくされた。その過程で、彼らは自分の身を守り、共同の利益を図るため団結してゆく。学生は出身地別に「同郷会」*nation*という「結社」*societas*あるいは「組合」*universitas*を組織した。それは人間が本性的に友愛関係を作るために結集しようとする当然の欲求に合致するものでもあった。それらが離合集散と試行錯誤を繰り返し、結局は「アルプス以南組合」*universitas citramontanorum*(ポローニャ以外のイタリアの学生)と「アルプス以北組合」*universitas ultramontanorum*(イタリア以外の学生)という2つの組合 [ヴェルジェ 1979, 37]が成立し、それがポローニャ大学を形成することになる。このような学生中心の大学の発達は、教師からも都市からも反対を受けた。前者の反対は、組合は学生だけでは構成できず、教師も加入できなければならないとするものであった。後者の反対は、ポローニャを「退去」しないという誓約を教師にも学生にも要求し、大学の自律性を制限しようとするものであった。しかし、学生はどちらの反対にも屈することはなかった。教師は学生の支払う謝金(今日の授業料)によって生計を立てていたから、学生は講義をボイコットすることによって、教師に自分たちの条件を受け入れさせることができたからだ。従って、ゴスティア Ugolino Gosia という教師は、自分の学生について、「私は彼らに命じ、彼らに服従する」*Pressum et subsum*と語っている [ヴェルジェ 1979, 49]。後者の反対について言えば、学生は学生同士で団結し、都市と対等に交渉することができた。当初よりポローニャ大学には教師と学生がいただけであり、建物があったわけではない。教師が自宅を開放し、あるいは教会の

一室を借りて講義は行われた。学生は下宿か寮生活であった。彼らが都市と激烈に対立したとき、彼らは教師を伴い、あるいは置き去りにして都市から退去するのである。すると、教室の所有者、下宿屋、食堂から飲み屋に到るまで窮地に立たせられた。なぜなら、都市は学生の落とす金によって成り立っていたのだから。なお、1208年にオクスフォード大学 Oxford から退去した学生によってケンブリッジ大学 Cambridge が誕生し、1222年にボローニャ大学から退去した教師と学生とによってパドヴァ大学 Padova が創立されたことは有名である [ヴェルジェ 1979, 42]。

法学の学士号（「教授資格」）を取得するため、学生は数年（6～8年）に及ぶ厳しい勉強と取り組まなければならなかった。だが、学生生活が終れば、専門的資格が付与された。学生は「講義」に出席するだけでなく、所定の「問題」*quaestio* についての「討論」に参加することにより、将来の法律家として最初の実務的な経験を積んだ。討論では両陣営が法文を論拠として議論を展開し、最後に司会を務める教師が「結論」*determinatio* を提示し、自説を主張した。学生は重要な法文の写本を手元に備えておくべきものとされた。指定の写本商、つまり公認の「書店」*stationarius* には検査済みの写本が常備されていた。学生はこれを賃借して、写字生に筆写させ、自分の写本を作る。学業を終える頃になると、彼らは基本的な写本を揃え帰郷した。こうして卒業生は習得した知識と所有する写本を故郷（つまり地方の都市）に広めることに貢献し、大多数は母国の司教、行政官、司法官などとして活躍した [ザッカニーニ 1990]。

ボローニャ大学では実務的であることよりも学術的であることが重視された。だが、そこに集まる学生が全て純粋な学問的動機だけを持っていたわけではない。教皇グレゴリウス7世（在位1073～85）の改革は全く前例のない性格の紛争を皇帝との間で惹起した。前世紀までのものとは異なるこれらの紛争は権力だけでは解決することができなかった。それよりもむしろ権力を正当化することこそが重要視された。しかし、当時のいかなる世俗的な法令もこのような根本的な問題の解決に何らかの指針を与えるものではなかったのである。それ故、教会側も世俗側も等しく、客観的・合理的で普遍的な権威のある原理に基づき、議論を展開できる人材を求めていた。そのようなとき、かかる原理を与えられるのは、「ローマ法大全」の法文以外の何物でもなかった。従って、ボローニャ大学の教育だけが、全ての学生に、権力機構や社会構造において責任ある地位を勝ち取るための学問を修めることを可能に

させた。実際に、ボローニャには、有望な若手の聖職者、諸侯、貴族の子弟らが送り込まれ、彼らの学問的成果を権力者は活用しようとした。

ボローニャ大学は、今日の大学のように何らかの設置計画や設置基準に順じて“創設された”大学ではない。それはむしろ“自然発生的に”学生のニーズによって生み出された [ヴェルジェ 1979, 39]。学生は最も効果的な教育が実際に受けられ、認定資格が確実に得られるよう、自分たちの手で組織化を推進した。パリやオクスフォードに代表される12世紀の他の大学が教師によって設立され運営されたのとは対照的に、ボローニャは学生によって運営される学生中心型大学のモデルとなった。ボローニャでは大学という新生の制度の将来が学生という若いエネルギーに託されていたのだから、「都市の空気は自由にする」*Stadtluft macht frei*。如く、大学は学生を大いに自由にしたであろうし、時として奔放にすらしていたようだ。学生は学長を選出し、教師の任免権から、カリキュラムの決定権に到るまで自分たちの手に掌握していた。各々の同郷会が選出する学長候補資格は、24歳以上で、かつ5年間の寮生活の経験があれば足りた。学生の権力は強大であり、本務を疎かにしてアルバイトに専念する教師や、所謂タレント教師の類いは学生によって構成される弾劾委員会に引き出された。それどころか、教師が始業ベル後直ちに講義を始めなかったり、終業ベルの前に講義を打ち切ったり、あるいは学期末までに所定の講義を終らせ得なかったような場合には、学生はその教師から罰金を徴収したのであった。ボローニャの学生は、組合の力を背景にして、その他にもさまざまな特権を獲得していった。部屋の賃料や写本の売買及び賃借の価額を決定する権利も確保したし、兵役の免除とかワインやビールに課される税金の免除までも勝ち取っていった [ザッカニーニ 1990]。

従って、ボローニャでは、皇帝も教皇も大学と市当局との交渉に関して、大学側を支持することにより、大学との関係を円滑にするよう心がけた。学生が都市に殺到することにより、深刻な問題も生じていたが、市民もまた学生がもたらす経済的利益を失いたくなかった。若き皇帝フリードリヒ Frederick Barbarossa（在位1155～90）は、1155年に戴冠のためローマに赴く途中、ボローニャに立ち寄った。著名な法学者に面会し、計画中の立法について彼らの支持を受けて、その事業を正当化しようとしたのである。彼らはイタリアにおける皇帝権の特質を規定し、皇帝が譲渡することに同意した権利しか都市は行使し得ないと主張した。こうして彼らの支持が得られたので、皇帝は「ハビタ勅法」

Constitutio habita [ハスキンス 1970, 141] を公布し、ポローニャを訪れる学生に特権を付与したのであった。この勅法の中で皇帝は旅行中の学生を「学問のための巡礼者」pilgrims for the sake of study [Stein 1999, 54] と呼び、皇帝の庇護下に置いた。また、皇帝により自治権が承認された学生の組合と市当局との間の仲裁に入ったのは教皇であった。1217年、教皇ホノリウス3世 Honorius (在位1216~27) は、市当局に対して学生に留まるよう強制し、大学としての自律性を制限する代わりに、彼らが自由意思で留まろうと思うような措置を採用するほうが好ましいだろうと指摘した。その2年後、教皇は学業を終えた学生に「任意地教授免許」(どこで教えてもよいという資格) を授ける権限をポローニャの副司教に与えると同時に、学生に対しては退去権を認めた。こうして、ポローニャ大学は1230年頃には決定的に確立され、教皇、皇帝、都市といったさまざまな源から発せられる特権によって強大になったのであった。

## 百年の徽を取る

小論では、法人法の制定を機に、これからの大学の在り方を“客観的に”考える糧にするため大学の歴史を振り返ってみた。大学は常に時代の中心に位置してきた。それ故、大きく社会が変動するとき、言い換えれば、文化が交流し知識の在り方が変容するとき、大学制度の改革もまた声高に提唱される。わが国の場合も、国立大学が初めて設置されてから約130年、新制大学になってから約50年、そして今、第3の転機を大学は迎えようとしている [仲 1979]。それはプラール Hans-Werner Prahl 流に言えば、長い歴史の中で私たち人間の誇りにまとわりつき、これからも私たちを苦しめるであろう「徽」[プラール 1988, 1] を取り払う作業にも似ている。制度は社会的、政治的、経済的に転機を迎える度に点検をしなければ、その機能を十分に発揮できなくなってしまうのだ。

大学の使命は本来、学術の中心として、人類が現在まで築いてきた叡智を、教育によって次世代を担う人びとに伝え、研究によって更に豊富なものにしてゆくことである。法人法第1条はこれを「高等教育及び学術研究」と表現し、その具体的内容を同法第22条(業務の範囲等)で規定している。それによれば、第一に、「学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと」(同条第1項第2号)、第二に、「当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動

を行うこと」(同条第1項第3号)、第三に、「公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること」(同条第1項第4号)などが挙げられている。つまり、大学は、学生・産業界・地域社会といった「デマンド・サイド」への奉仕者なのであるから、その運営に当たり私たちはこれら三者の発想を尊重しなければならないのである。

ところで、大学の全般的な「監督」governance は、法人法によれば、「役員会」(同法第11条第2項)と「監事」(同法第11条第4項)が担うことになっている。更に、経営に関しては、「経営協議会」(同法第20条)が、教育研究に関しては、「教育研究評議会」(同法第21条)が事前監査を担わなければならない。このとき、新しい大学制度は上記のデマンド・サイドの発想を取り入れるため、こうした意思決定機構の中に学長が任命する大学外有識者たる委員の参画を決定している。しかし、「大学は学生のためにある」[Ashby 1971] にもかかわらず、最も重要なデマンド・サイドとしての学生が大学運営の中でどのように位置づけられるのかに関する議論はあまり見られない。従って、今後は「学生の立場に立った大学づくり」を目指し、大学で教育を受ける学生の希望や意見を、適切に大学の運営に反映させることが重要であると言えよう。それはすなわち「教師中心の大学」から「学生中心の大学」への視点の転換以外の何物でもない。そのための具体的な方法として、学生による授業評価、学生生活実態調査、大学の運営責任者と学生代表との懇談会などはこの大学でも試みられている。次なる課題は、大学の諸機関への学生代表の参画であろう。

ポローニャ大学の誕生に「学生中心の大学」の起源を求めた小論からも明らかになるように、欧米では“伝統的に”大学の管理運営組織の正式なメンバーとして学生代表が認知されてきた。だがしかし、たとえ「学生は、大学における不可欠の構成員として、学問を学び、教育を受けるものとして、その学園の環境や条件の保持およびその変化に重大な利害関係を有する」[仙台高裁 1971] とは言っても、わが国の大学にこのような制度を現時点で取り入れることには、まだ慎重に検討すべき問題が山積している。

かつて、ヤスパース Karl Jaspers は、「大学での教育は、その本質から見てソクラテス的教育 Sokratische Erziehung である」[Jaspers 1961] と言った。教師と学生が共に責任を負い、対等の関係にあるならば、敢えて「中心」を意識する必要もないはずなのだ。

∴

紙幅は既に尽きている。もはやこれ以上論述するこ

とはできない。故に、未完成の聖堂としての大学について考察してきた小論も未完成の内に筆を擱くことにしたい。

## 参考文献

- IDE [1993]「21世紀の大学像」342号。
- IDE [2000]「国立大学独立行政法人化のゆくえ」423号。
- IDE [2003]「国立大学法人の課題」452号。
- ウェルギリウス [1976]『アエネーイス』(泉井久之助訳) 岩波書店。
- ヴェルジュ [1979]『中世の大学』(大高順雄訳) みすず書房。(Verger, Jacques, Les universités au moyen age, 1973.)
- ヴェルジュ [2001]『入門12世紀ルネサンス』(野口洋二訳) 創文社。(Verger, Jacques, La renaissance du 12<sup>e</sup> siècle, 1996.)
- ガウディ [1991]『ガウディの言葉』(入江正之編訳) 彰国社。
- ガレン [2002]『ルネサンスの教育：人間と学芸との革新』(近藤恒一訳) 知泉書館。(Garin, Eugenio, L'educazione in Europa, 1957.)
- カントーロヴィチ [1992]『王の2つの身体：中世政治神学研究』(小林公訳) 平凡社。(Kantorowicz, Ernst H., The King's Two Bodies, 1957.)
- キーン [1978]『ヨーロッパ中世史』(橋本八男訳) 芸立出版。(Keen, Maurice, A History of Medieval Europa, 1966.)
- グラント [1982]『中世の自然学』(横山雅彦訳) みすず書房。(Grant, Edward, Physical Science in the Middle Ages, 1971.)
- 現代思想 [1999]「特集：大学改革」6月号。
- ザッカニーニ [1990]『中世イタリアの大学生活』(児玉善仁訳) 平凡社。(Zaccagnini, Guido, La vita dei maestri e degli scolari nello Studio di Bologna nei secoli XIII e XIV, 1926.)
- 清水廣一郎 [1990]『イタリア中世の都市社会』岩波書店。
- シュテールヒ [1967]『世界の思想史(上)』(草薙正夫他訳) 白水社。(Störig, Hans Joachim, Kleine Weltgeschichte der Philosophie, 1961.)
- ジルソン [1949]『中世哲学史』(渡邊秀訳) エンデルレ書店。(Gilson, Étienne, La philosophie au moyen âge, 1922.)
- 仙台高裁 [1971]「東北大学事件判決」5月28日。
- ディルサー [1988]『大学史(上)：中世およびルネサンス』(池端次郎訳) 東洋館出版社。(D'Irsay, Stephen, Histoire des universités françaises et étrangères des origins à nos jours, 1933.)
- 仲新 [1979]『学校の歴史(第4巻)大学の歴史』第一法規。
- ハスキンス [1970]『大学の起源』(青木靖三他訳) 法律文化社。(Haskins, Charles Homer, The Rise of Universities, 1957.)
- ハスキンス [1989]『12世紀ルネサンス』(別宮貞徳他訳) みすず書房。(Haskins, Charles Homer, The Renaissance of the Twelfth Century, 1927.)
- ブラーニッツ [1959]『中世都市成立論』(鯖田豊之訳) 未来社。(Planitz, Hans, Kaufmannsgilde und städtische Eidge nossenschaft in niederfränkischen Städten im 11. und 12. Jahrhundert, 1940.)
- ブラール [1988]『大学制度の社会史』(山本允訳) 法政大学出版局。(Prah, Hans-Werner, Sozialgeschichte des Hochschulwesens, 1978.)
- バルト [1979]『旧修辞学：便覧』(沢崎浩平訳) みすず書房。(Barthes, Roland, L'ancienne rhétorique, 1970.)
- フォション [1971]『至福千年』(神沢栄三訳) みすず書房。(Focillon, Henri, L'an mil, 1952.)
- フリッシュ [1972]『叙任権闘争』(野口洋二訳) 創文社。(Fliche, Augustin, La querelle des investitures, 1946.)
- ブルック [1990]『中世社会の構造』(松田隆美訳) 法政大学出版局。(Brooke, Christopher, The Structure of Medieval Society, 1971.)
- ブロック [1973]『封建社会1』(新村猛他訳) みすず書房。(Bloch, Marc, La société féodale, 1939.)
- ホワイト [1985]『中世の技術と社会変動』(内田星美訳) 思索社。(White, Lynn, Medieval Technology and Social Change, 1962.)
- マルー [1985]『古代教育文化史』(横尾荘英他訳) 岩波書店。(Marrou, Henri-Irénéé, Histoire de l'Éducation dans l'Antiquité, 1948.)
- ラシュドール [1966]『大学の起源(上)：ヨーロッパ中世大学史』(横尾荘英訳) 東洋館出版社。(Rashdall, Hastings, The Universities of Europe in the Middle Ages, 1895.)
- リーゼンフーバー [2003]『中世思想史』(村井則夫訳) 平凡社。
- リシュ [2002]『ヨーロッパ成立期の学校教育と教養』(岩村清太訳) 知泉書館。(Riché, Pierre, Écoles et enseignement dans le Haut Moyen Age, 1979.)
- レオン [1969]『フランス教育史』(池端次郎訳) 白水

- 社。(Léon, Antoine, Histoire de l'enseignement en France, 1967.)
- Ashby, Eric [1971] Any Person, Any Study: An Essay on Higher Education in the United States, New York.
- Besta, Enrico [1950] Fonti Del Diritto Italiano, Milano.
- Fitting, Hermann [1888] Die Anfänge der Rechtsschule zu Bologna, Berlin und Leipzig.
- Grabmann, Martin [1957] Geschichte der scholastische Methode II, Graz.
- Hunke, Sigrid [1965] Allahs Sonne über dem Abendland: Unser arabisches Erbe, Frankfurt am Main.
- Jaspers, Karl [1961] Die Idee der Universität, Berlin-Göttingen-Heidelberg.
- Kisch, Guido [1969] Gestalten und Probleme aus Humanismus und Jurisprudenz: Neue Studien und Texte, Berlin.
- Pescatore, Gustav [1888] Die Glossen des Imerius, Greifswald.
- Radding, Charles M. [1988] The Origins of Medieval Jurisprudence: Pavia and Bologna 850-1150, New Haven and London.
- Stein, Peter [1999] Roman Law in European History, Cambridge.
- Thorndike, Lynn [1975] University Records and Life in the Middle Ages, New York.
- Weimar, Peter [1997] Zur Renaissance der Rechtswissenschaft im Mittelalter, Goldbach.
- (\*地の文との釣り合いから、引用文は参照した邦訳文献と一致しない場合もある。)

## 附記

小論の校正段階で、井内慶次郎著『明治文教の曙』雄松堂出版(2004年)とIDE編『業績と回顧』IDE 50周年・高等教育研究所25周年記念誌(2004年)の存在を知った。前者は、国立教育会館の館長在任中、「文部省」創設の頃を想い、著者により書き続けられた作品集であり、後者は、民主主義の普及徹底と高等教育の調査研究に意を注いできた団体による活動の記録である。どちらも、わが国固有の大学論を展開しようとする者が吟味検討しなければならない貴重な財産だ。小論の考察の焦点も、こうした財産を参照しつつ、稿を改め、わが国の歴史と現状の批判的分析に移されるべきであろう。